

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の懲戒等に関する規則

令和3年4月1日 規則第11号

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
 - 第2章 教員に対する懲戒（第4条―第7条）
 - 第3章 職員（教員を除く。）に対する懲戒（第8条・第9条）
 - 第4章 懲戒等処分の手続、効果（第10条―第13条）
 - 第5章 雑則（第14条・第15条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員就業規則（令和3年規則第16号。以下「職員就業規則」という。）及び公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学有期雇用職員就業規則（令和3年規則第17号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）に規定する懲戒その他不利益処分の手続等に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 職員就業規則第2条第1号に規定する職員
- (2) 教員 職員就業規則第2条第2号に規定する教員、静岡社会健康医学大学院大学特定教員に関する規則（令和4年規則第29号）に基づき任用された特定教員及び静岡社会健康医学大学院大学特任教員に関する規則（令和3年規則第12号）に基づき任用された特任教員
- (3) 研究科等 懲戒等を行う教員の所属する研究科又は社会健康医学研究センター
- (4) 研究科長等 前号に規定する研究科等の長

（懲戒の原則）

第3条 教員は、次条に規定する懲戒委員会の審査を経なければ、懲戒処分を受けることはない。

- 2 懲戒処分は、同一の行為に対して、重ねて行うことはできない。
- 3 懲戒処分は、違反の程度が同一である行為に対して、職員就業規則第44条第2項に定める懲戒の種類及び程度が異なってはならない。

第2章 教員に対する懲戒

(懲戒委員会の任務及び構成等)

第4条 懲戒委員会は、理事長からの指示に基づき、公正・中立な立場で、懲戒等の処分審査を行う。

2 懲戒委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 理事（総務担当）

(2) 理事長が指名した者

3 前項各号に掲げる者のほか、副学長を置く場合には、当該副学長を委員とする。

4 委員長は、理事（総務担当）とし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

5 懲戒委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

6 懲戒委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

7 会議の議長は、委員長をもって充てる。

8 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合において、委員長は、委員として決議に加わる権利を有する。

9 前項の場合、可否同数のときは委員長が決する。

(研究科等内の審査等)

第5条 教員に懲戒等の事由に該当すると思料される事実が発生したときは、研究科長等は当該教員から弁明の文書を徴し、速やかに当該懲戒事由に関する事実を調査・審査し、当該事実に関する研究科等内審査結果をもって理事長に対し処分審査の申立てを行わなければならない。

2 前項の申立てには、当該教員の弁明の文書を添付するものとする。

(事実確認及び処分案作成)

第6条 理事長は、処分審査を行うことが適当であると思料する場合には、懲戒委員会を設置し当該事実の確認及び処分案作成を指示するものとする。

2 理事長は、研究科長等から前条の規定による処分審査の申立てを要することなく懲戒委員会を設置し当該事実の確認及び処分案作成を指示することができるものとする。

3 懲戒委員会は、当該教員から釈明を受け事実を確認し、懲戒等処分の要否の検討及び懲戒等処分を要する場合はその内容に関する案（以下「処分案」という。）を作成し、理事長へ処分案を報告する。

4 懲戒委員会は、前項の報告をもって解散するものとする。

(処分の決定)

第7条 理事長は、前条第3項の規定による処分案を検討し、当該教員に対し

懲戒等の処分を行おうとする場合は、理事会の意見を聴いて、懲戒等処分を発令するものとする。

第3章 職員（教員を除く。）に対する懲戒

（懲戒等処分の審査等）

第8条 職員（教員を除く。）に懲戒等の事由に該当すると思料される事実が発生したときは、法人事務局長は当該職員から弁明の文書を徴し、速やかに当該懲戒事由に関する事実を調査・審査し、当該事実に関する審査結果をもって処分案を決定し、理事長に申し出るものとする。

2 法人事務局長は、懲戒等の処分案を決定する際には、その調査審議をするため、法人の職員、役員その他法人事務局長が必要と認める者による委員会を設けることができる。

（処分の決定）

第9条 理事長は、前条第1項の規定による法人事務局長の申出をもって懲戒等処分を発令するものとする。

第4章 懲戒等処分の手続、効果

（懲戒処分書の交付）

第10条 懲戒等は、対象となる職員に対し、その内容及び理由を記載した懲戒処分書（別記様式）を交付して行う。

（懲戒等処分の効力）

第11条 懲戒等処分の効力は、懲戒処分書を職員に交付したときに発生するものとする。

2 前項の懲戒処分書を職員に直接交付することができない場合には、配達証明郵便等確実な方法により当該職員に送付するものとする。また、当該職員の所在を知ることができない場合には、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより行うものとする。この場合において、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときは、懲戒処分書の交付があったものとみなす。

（減給の方法）

第12条 職員就業規則第44条第2項第2号に定める減給（有期雇用職員就業規則第29条の規定により準用する場合を含む。）は、その効力発生の日の直後の給与の支給日（効力発生の日と給与の支給日が同一の場合は、その次の給与の支給日）に減給分を差し引くこととする。

（期間の計算）

第13条 職員就業規則第44条第2項第3号に定める停職（有期雇用職員就業

規則第 29 条の規定により準用する場合を含む。) の期間の計算は、暦日による。

2 前項の期間は、効力発生の日の翌日から起算する。

第 5 章 雑則

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、懲戒等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規則の改廃)

第 15 条 この規則の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日の前日以前における職員の行為が、懲戒等の事由に該当するときは、当該行為に対して職員就業規則第 44 条に定める区分に応じ、懲戒等に処するものとする。

附 則

この規則は、令和 4 年 12 月 24 日から施行する。

別記様式（第10条関係）

懲戒処分書

氏名		所属名	
職名		職務の級 号 級	
(処分の内容)			
(処分の理由等)			
(発令日)		(交付日)	
年 月 日		年 月 日	
公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学 理事長 氏名 印			